

陸前高田市
子ども・子育て支援事業計画(第2期)
(中間改定版)

令和5年3月

目 次

第1章 計画の見直しについて	1
1 計画の趣旨及び位置づけ	1
2 計画の中間見直しと期間について	1
3 基本理念の継承	2
4 中間見直しの範囲について	2
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	3
1 現状	3
(1) 人口の推移	3
(2) 年齢3区分別人口の推移	4
(3) 児童数の推移	5
2 子育て環境	6
(1) 保育所	6
(2) 認定こども園	7
(3) 小学校・中学校	7
(4) 放課後児童クラブ	8
(5) 地域子育て支援拠点事業	8
第3章 施策の展開	9
1 子どもの権利の尊重	9
2 子育て家庭への支援	13
3 地域全体で子育て支援	16
第4章 教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業について	18
1 量の見込み及び確保方策の見直しについて	18
2 教育・保育の確保方策の概要	19
3 教育・保育の需給計画（量の見込みと確保方策）	21
(1) 教育利用に係る量の見込みと確保方策	22
(2) 保育利用に係る量の見込みと確保方策（地区別）	23
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	31
(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策（整備計画）の概要	31
(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）	32

第 1 章 計画の見直しについて

第1章 計画の見直しについて

1 計画の趣旨及び位置づけ

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化など、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行されました。

本市においては、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき平成28年4月に平成27年度から平成31年度までを計画期間とした「陸前高田市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定し、平成29年度には中間見直しを行いました。第1期計画が終了することに伴い、引き続き子ども・子育て支援を継続的に推進するため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」（以下「第2期計画」という。）を令和2年3月に策定しました。

なお、第2期計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条の2に定める市町村計画（子どもの貧困対策推進計画）、放課後子ども総合プランの市町村計画を包含しており、その他の子どもの福祉や教育に関する計画とも整合性を図りながら、子ども・子育て支援を充実させていくこととしています。

2 計画の中間見直しと期間について

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本的指針」という。）においては、計画で定めた教育・保育給付認定区分ごとの量の見込みと実績が大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安として必要な場合には計画の見直しを行う、とされています。

今年度が第2期計画の中間年にあたることから、基本的指針に基づき、国から示された方法により量の見込みと実績値を比較したところ、乖離している状況が認められたため第2期計画を見直すこととしました。

なお、見直しは第2期計画の計画期間のうち、令和4年度から令和6年度までの3年間を対象として行いました。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画期間				
		中間見直し計画		

3 基本理念の継承

「陸前高田市まちづくり総合計画」（計画期間：令和元年度～令和10年度）においては、多様化する保育サービスへの対応や、虐待、療育、子育て全般についての相談支援体制の整備を図り、関係機関と連携、調整を行いながら多様な子ども、子育て家庭を支える社会の構築を目指し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに、子育て環境の積極的支援に取り組むことを目標としています。

これをもとに、第2期計画の基本理念を「～子どもたちを健やかに育むまち・陸前高田～」とし、「子どもの権利の尊重」、「子育て家庭への支援」、「地域全体で子育て支援」の3つの基本目標を掲げ、事業の推進を図ってきました。

今回の見直しにおいても、これら第2期計画の基本理念及び基本目標を継承し、引き続き計画の推進に取り組みます。

4 中間見直しの範囲について

今回の計画の見直しでは、第2期計画期間中の児童の人口推移や教育・保育施設の需給実績等をもとに以下の内容を見直すことにしました。

(1) 教育・保育の需給計画（量の見込みと確保方策）

量の見込みは、令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定区分ごとの実績値をもとに、令和5年以降の推計児童数を踏まえながら、令和4年度以降の計画値を見直しました。確保方策は、第2期計画策定以降に定員の変更が行われた部分を反映しました。

また、令和5年度から事業開始予定の家庭的保育事業について計画値に反映しました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込み及び確保方策）

令和3年度までの事業実績をもとに令和4年度以降の計画値を見直しました。

(3) 子どもと子育て家庭を取り巻く状況及び子育て関連事業の概要等

子どもと子育て家庭を取り巻く状況は、令和4年度時点の内容に変更しました。

子育て関連事業の概要等については、事業の実施状況に合わせた見直しを行いました。

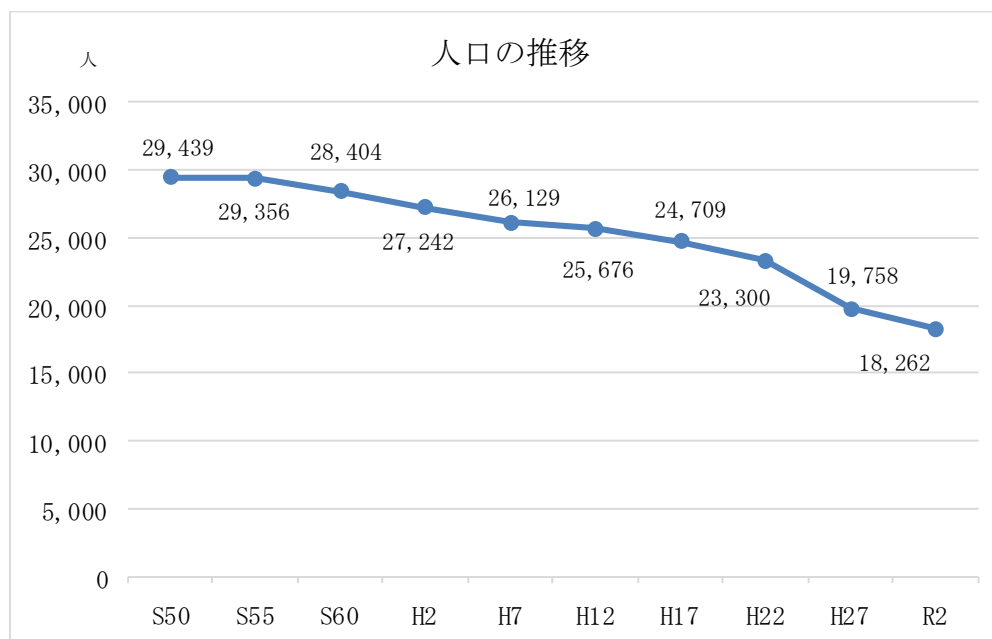
第2章 子どもと子育て家庭を 取り巻く状況

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 現状

(1) 人口の推移

当市の人口は、市制行後の35,186人をピークに人口減少が続いています。平成元年以降は、それまでの転入者数を転出者数が上回る社会減に加え、出生者数を死亡者数が上回る自然減となり、急速に人口減少が進行する状況となっています。



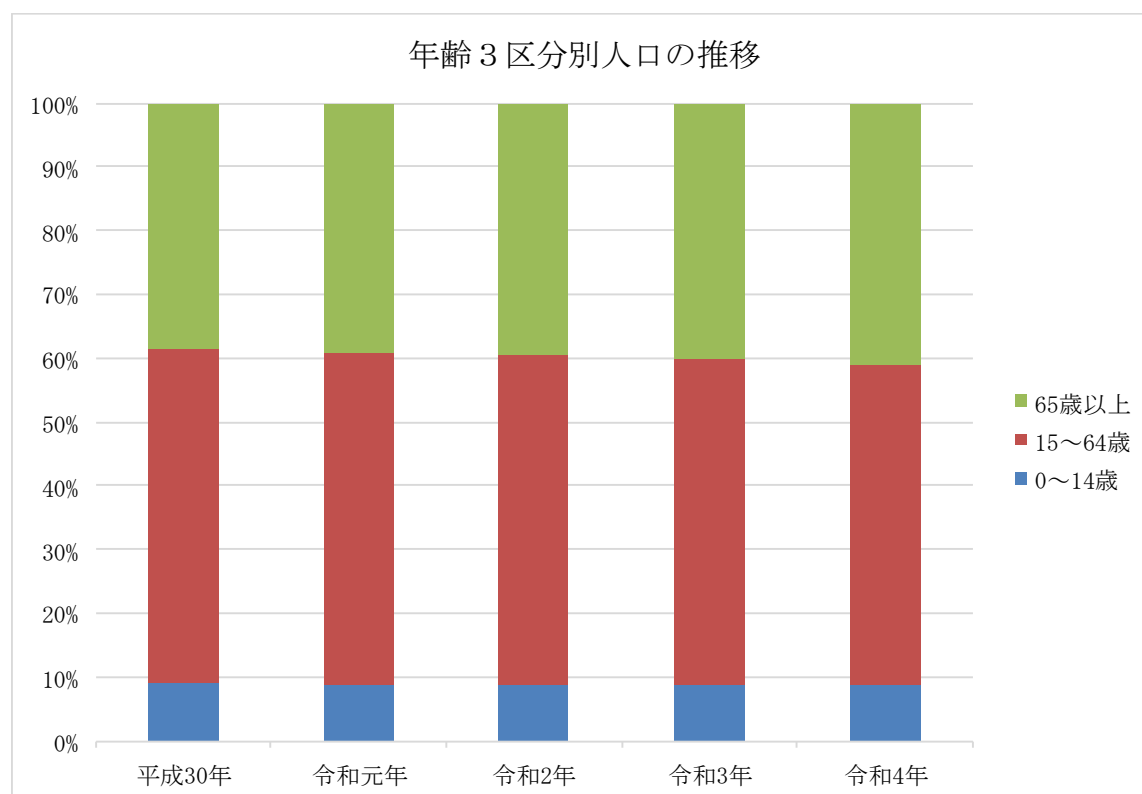
資料:国勢調査

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者1,556人、行方不明者205人となったほか、多くの市民が市外へ転出した影響もあり、令和2年国勢調査の人口は18,262人、令和4年10月1日現在の住民基本台帳人口は17,862人となっています。

(2) 年齢3区分別人口の推移

人口を年齢3区分別にみると、令和4年10月1日現在、年少人口（0～14歳）は1,536人（8.6%）となっており、平成22年と比べると1,166人、43.2%減少しています。また、平成30年からは215人減少しています。

一方で、65歳以上の人口は、全体人口の減少に伴い減少傾向にありますが、高齢化率は年々上がっており、令和3年には40%を超え、令和4年には40.9%となっています。



各年10月1日現在

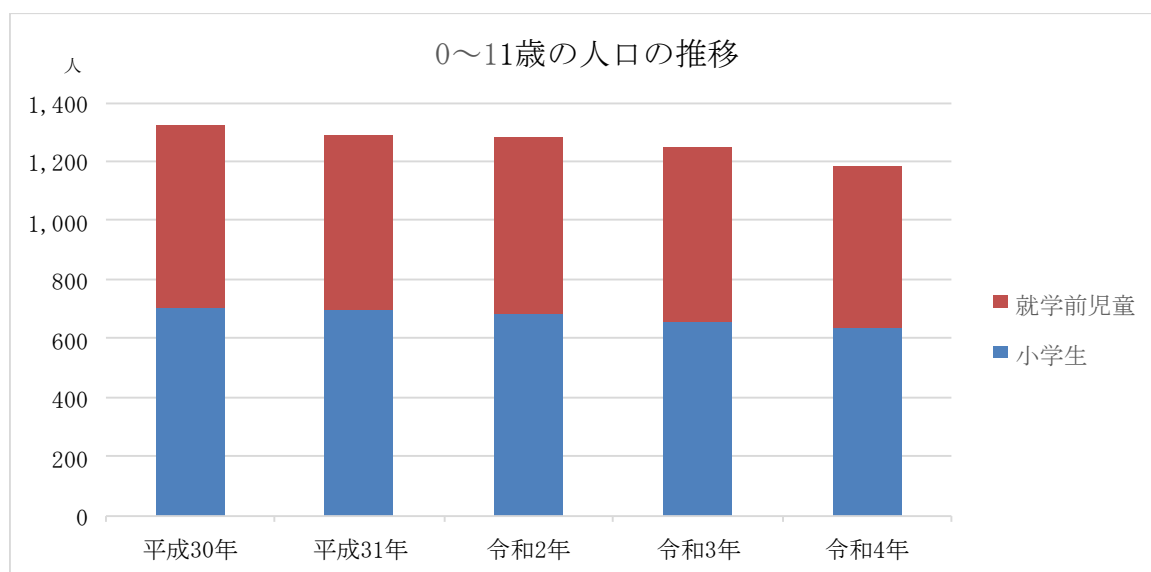
区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
0～14歳	1,751人	1,667人	1,647人	1,582人	1,536人
	9.1%	8.8%	8.8%	8.6%	8.6%
15～64歳	10,096人	9,895人	9,677人	9,446人	9,017人
	52.5%	52.2%	51.8%	51.4%	50.5%
65歳以上	7,386人	7,397人	7,370人	7,361人	7,309人
	38.4%	39.0%	39.4%	40.0%	40.9%
総人口	19,233人	18,959人	18,694人	18,389人	17,862人

資料:住民基本台帳

(3) 児童数の推移

就学前児童数は平成22年度の867人と比べ、令和4年4月1日現在で313人減少し554名となっており、減少率は36.1%となっています。また、平成30年度からの4年間で9.5%減少しています。

小学生は、平成22年度の1,211人と比べて576人減少し635名となっており、減少率は47.6%となっています。また、平成30年度からの4年間で10.2%減少しています。



各年4月1日現在

(単位：人)

区 分		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
就学前児童	0歳	92	89	90	85	74
	1歳	99	96	95	95	89
	2歳	105	102	100	92	92
	3歳	97	103	106	103	92
	4歳	105	96	107	107	101
	5歳	114	106	96	109	106
	小計	612	592	594	591	554
小学生	6歳	96	113	104	99	111
	7歳	109	101	113	102	98
	8歳	135	107	100	112	103
	9歳	118	139	108	100	117
	10歳	117	121	140	106	100
	11歳	132	117	122	140	106
	小計	707	698	687	659	635
合 計		1,319	1,290	1,281	1,250	1,189

資料：住民基本台帳

2 子育て環境

(1) 保育所

通常保育の状況については、令和4年4月1日現在、公立保育所は定員231名に対し入所児童数は199名で保育率86.1%、法人立保育園は定員270名に対し入所児童数は238名で保育率88.1%となっています。

その他の保育状況については、公立保育所では、一時保育、障がい児保育及び土曜の午後保育の取り組みは全施設で行っていますが、平日の延長保育については行っていません。

法人立保育園では、一時保育、障がい児保育及び土曜の午後保育の取り組みを全施設で行い、平日の延長保育については広田、米崎、横田、竹駒の4施設で行っています。

保育施設名	開設年月	建設年月	定員	入所数 (令和4年4月1日現在)	設置主体
高田保育所	昭和33年4月	平成28年5月	101人	108人	陸前高田市
小友保育所	昭和33年6月	平成13年3月	60人	42人	陸前高田市
気仙保育所	平成31年4月	平成31年2月	70人	49人	陸前高田市
広田保育園	昭和39年4月	平成27年3月	80人	77人	(福)市保育協会
米崎保育園	昭和39年4月	平成23年4月	100人	90人	(福)市保育協会
横田保育園	昭和43年4月	平成31年1月	30人	24人	(福)市保育協会
竹駒保育園	昭和45年11月	平成25年5月	40人	28人	(福)市保育協会
下矢作保育園	昭和44年4月	昭和44年4月	20人	19人	(福)市保育協会

資料：子ども未来課

公立保育所は、休所していた今泉保育所と長部保育所が統合し「気仙保育所」として平成31年4月に開設しました。また、同時に休所中だった矢作保育所が廃止となり、現在3施設で保育を行っています。

施設は、東日本大震災により全壊した高田保育所の再建が平成28年度に完了し、平成30年度には今泉保育所が再建されたことから、震災で被災した全ての保育施設の再建が完了しました。被災を免れた小友保育所は平成13年度に改築しています。

法人立保育園は現在5施設で保育を行っています。

被災した保育園では、竹駒保育園が平成24年度に、広田保育園も平成27年度に再建し保育を開始しています。被災を免れた米崎保育園は平成23年度に改築し、横田保育園は平成30年度に改築を行いました。下矢作保育園については施設の老朽化が進んでいます。

(2) 認定こども園

認定こども園は市内に1か所あり、再建された高田保育所内に平成28年6月に開設されました。保育所型の施設として設置し、幼稚園の機能を備えた施設として保育が行われており、令和4年4月1日現在7名の児童が入所しています。

施設名	開設年月	定員	設置主体
高田保育所	平成28年6月	40人	陸前高田市

資料:子ども未来課

(3) 小学校・中学校

令和4年4月1日現在、小学校を8校、中学校を2校設置しています。

令和4年5月1日現在の児童・生徒数は1,001名で、平成22年の1,877人と比べて876人減少となっており、減少率は46.7%となっています。また、平成30年度からの4年間で14.1%減少しています。

各年度5月1日現在

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	709	697	683	654	627
中学校	456	416	383	371	374
合 計	1,165	1,113	1,066	1,025	1,001

資料:学校基本調査

(4) 放課後児童クラブ

令和4年4月1日現在、市内には8つの児童クラブがあり、そのすべてが父母の会による運営です。

また、実施場所については、小学校の空き教室等となっています。

父母の会における経理等の事務の負担を軽減し、効率化を図るため、令和5年度に一部のクラブを統合して法人化する準備が進められています。

令和4年4月1日現在

名 称	対象学区	実施場所	在籍児童数
やどかり学童クラブ	高田小学校	高田小学校内	39
リトル学童クラブ	高田小学校	高田小学校内	40
りんご学童クラブ	米崎小学校	米崎小学校内	54
広田わかめっこクラブ	広田小学校	広田小学校内	29
たけのこ学童クラブ	横田小学校	横田小学校内	24
松ぼっくり学童クラブ	気仙小学校	気仙保育所内	17
たけこま放課後クラブ	竹駒小学校	竹駒小学校敷地内	33
放課後児童クラブおともっこ	小友小学校	小友小学校内	57

資料：子ども未来課

(5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については市内4か所で行っており、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行っています。子育て相談員が子育てに関する不安や悩みについての相談に応じます。また、子育て支援に関する講習等を実施しています。

名 称	実施場所	対 象	開所時間
地域子育て支援センター あゆっこ	気仙町字三本松 100 (気仙保育所内)	就学前の子ども とその家族等	月曜から金曜 9:00～16:00
地域子育て支援センター にこにこ	広田町字大久保 25 (広田保育園内)		月曜から金曜 9:00～16:00
地域子育て支援センター たかた	高田町字中和野 36-2 (高田保育所内)		月曜から金曜 9:00～16:00
おやこの広場 きらりんきつず	高田町字並杉 300-1 (アムウェイハウス内)		月曜から金曜 9:30～15:00

資料：子ども未来課

第3章 施策の展開

第3章 施策の展開

安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、妊娠期から出産、乳幼児期から学齢期に至るまで、ニーズに応じた子育て支援の継続的な実施に努め、子育て世帯の負担軽減を図ります。

また、地域全体で子育て支援を推進するため、関係機関や子育て関連団体との連携を強化するとともに、それぞれの特性や強みを活かした事業の展開を図ります。

支援策の周知にあたっては、市広報やホームページ、LINE等の各種媒体を活用するなど、適時、適切な情報発信に努めます。

1 子どもの権利の尊重

(1) 幼児期の教育・保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育の受け皿の整備を図るとともに、保育環境の整備に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
認定こども園	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化を推進します。	子ども未来課
保育所（園）	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。施設ごとに特色ある保育の提供に努めるとともに、保護者の負担軽減に向けた取り組みの実施を検討します。また、事業計画に基づき、適正な入所定員の確保に努めます。	子ども未来課
保育施設の充実	老朽化が進んだ保育施設の計画的な整備促進に努めます。	子ども未来課
家庭的保育事業	家庭的保育者が、居宅等の様々なスペースにおいて、家庭的な雰囲気のもと少人数（5人以下）の保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳未満）を対象に保育を実施する事業です。令和5年度からの事業開始に向けて施設整備等に対する支援を行います。	子ども未来課
小規模保育事業	保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳未満）を対象に、定員6人以上20人未満の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気、保育を実施する事業です。	子ども未来課
居宅訪問型保育事業	保育を必要とし、障害や疾病等により集団保育が著しく困難と認められる乳児・幼児などを対象に、その乳児・幼児（原則として3歳未満）の居宅において1対1を基本とする保育を実施する事業です。	子ども未来課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設において、その従業員の子どもや地域の子どもであって、満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児を保育する事業です。	子ども未来課
一時預かり事業	保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所などで保育を行います。	子ども未来課
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。	子ども未来課
病児・病後児保育事業	保育所や幼稚園等に通っている児童が病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に、一時的に預かることで保護者の子育てと就労を支援します。	子ども未来課
副食費の無償化	幼児教育の無償化に伴い保護者負担となる、保育や認定こども園の副食費（おかずやおやつ）について、3歳以上の児童の分を無償化し、子育て世代の負担軽減を図ります。	子ども未来課

(2) 教育機会の確保とキャリア教育の推進

国際交流活動や学校や家庭、地域、企業等との連携を推進することで、主体的な学びの意欲や将来について考える広い視野を持ちながら進路選択ができるよう育成を図ります。また、コミュニケーション能力の向上を図り、これからの社会を生き抜く力と意欲を育てるとともに、きめ細かい相談支援や学習支援を行い、不登校児童等の教育機会の確保に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
適応支援事業	様々な理由で学校に行けない子どもや、保護者等へ教育相談やカウンセリング等を実施し、適応支援を図ります。	学校教育課
陸前高田イングリッシュ・キャンプ事業	外国人留学生や大学生とアクティビティー等を通じて英語に浸ることにより、英語を身近に感じ、コミュニケーション能力の向上と、グローバルな視野を持つ意識の養成を図ります。	学校教育課
英語技能検定料の助成	英語の基礎学力やコミュニケーション能力の向上と、目標を持ち英語力のレベルアップを実感し学習意欲の増進を図るため、検定に係る費用の助成を行います。	学校教育課
中学校職業理解学習事業	中学生が、国内の多種多様な企業の方々と交流することで、勤労に対する視野を広げ、進路を選択、決定できる能力である「人生設計力」の育成を図ります。	学校教育課

(3) 発達支援・療育支援体制の充実

子どもたちの個性と能力を最大限伸ばすことができるよう、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細やかな教育的支援の充実に図ります。

また、地域及び関係者における障がいに対する理解を深めつつ、障がいの早期発見に努めるとともに、専門機関等との連携のもと、一人ひとりの将来を見据えた一貫した支援の充実に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
発達障がいに対する学習機会の拡充	学習障がいや注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の発達障がいについて、関係機関職員や保護者の理解を深めるための学習機会の充実に図ります。	子ども未来課 学校教育課
障がい等に関する研修実施及び参加促進	保育士や放課後児童クラブの指導員等を対象に、障がいに対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進します。	子ども未来課
障がい児保育事業	障がいのある子どももいない子どもも、同じ地域社会の中でともに育ち学んでいけるよう、障がい児を受け入れる保育施設を拡充するとともに、相談及び支援体制の充実に図ります。	子ども未来課
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立促進と放課後の居場所づくりを推進していきます。	子ども未来課
日中一時支援事業	知的障がい者や障がい児の見守りなどの一時的な預かりや社会適応のための日常訓練を行える施設等の確保を図ります。	子ども未来課
特別支援教育支援員の配置	小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行えるようにしていきます。	学校教育課
児童発達支援事業	未就学の障がい児及び発達障がい等のある児童並びにその保護者やその家族に対し、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与等の訓練、支援相談等を行います。	子ども未来課
特別児童扶養手当の支給	障がいの程度に応じて、精神又は身体に障がいを有する児童を養育している人に手当を支給します。	子ども未来課
ことばの教室・幼児言葉の教室	幼児期のことばに関する課題を解決することで、円滑な意思疎通による心の安定を図るとともに、積極的に人と関わる姿勢を育み、健やかな成長を促します。	学校教育課
障がい児の継続的な支援	就学時等障がい児のライフステージにおける、関係機関のスムーズな引き継ぎが出来るような体制づくりに努めます。	子ども未来課 学校教育課

(4) 要保護児童対策の取り組みの推進

要保護児童対策地域協議会を中心に、要保護児童や養育支援を必要とする家庭等を早期に把握し、虐待等の対応にあたりるとともに、関係機関との連携を強化し、組織的に養育に困難を抱える家庭への支援に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
児童虐待防止対策の強化	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を強化し、支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。また、虐待の啓蒙活動等、防止に向けて取り組みを行います。	子ども未来課
社会的養護への支援	児童相談所や児童養護施設等と連携し、里親の支援並びに里親の普及啓発に努めます。	子ども未来課
母子保健包括支援センター	妊娠から子育てまで切れ目のない支援を実施します。また、支援が必要と判断された世帯には支援計画を作成の上、安心して子育てができるよう支援を実施します。	保健課 子ども未来課

(5) 被災児童に対する支援

東日本大震災等でつらい体験をした子ども達に、成長に寄り添った必要な支援や心理面のケアに努め、安定した生活ができるよう支援します。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
遺児・孤児への支援	遺児・孤児及びその家庭への支援を関係機関と連携し努めます。	子ども未来課 学校教育課
心のケアについて	スクールカウンセラーを配置し、心にダメージを負った児童生徒の心のサポートに努めます。	学校教育課

2 子育て家庭への支援

(1) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

妊娠時から出産、乳児期、幼児期にわたり一貫した支援に向け、保健・福祉・医療・教育機関との連携強化を図りつつ、母子保健活動等を通じて発達段階に応じたきめ細やかな指導や情報提供を行うことで、母子の健康確保と育児に対する不安の軽減に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	保健課
妊婦健康診査事業	公費負担制度を利用して、妊婦健康診査を受けやすい環境を整えることで、妊婦の健康管理の向上に努めます。	保健課
妊産婦支援事業	妊産婦等を対象にして、自宅を訪問し、妊娠・出産・育児に関する相談や必要な療養上のお世話を行います。	保健課
乳幼児健診	乳幼児を対象に内科診察、身体測定、歯科健診等を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。広報誌やホームページの掲載、個別通知等で受診勧奨のために周知・啓発を図ります。	保健課
予防接種	予防接種法で定められた各予防接種の啓発や実施を行うことにより、疾病の発生・まん延を予防し、子どもたちの健康の保持・増進を図ります。	保健課
歯科保健事業	虫歯の予防に努めるため、フッ素塗布やフッ素洗口、シーラントの充填など、子どもたちの歯の健康の保持・増進に努めます。	保健課
食育の推進	発達段階に応じて子どもや親に対し、食に関する学習の機会や情報提供を行い、食を通じた豊かな人間性の形成を図るとともに、食への理解と関心を高める取り組みを行います。	保健課 子ども未来課 学校教育課
子育て応援ヘルパー派遣事業	妊産婦や乳幼児のいる家庭を対象に、掃除や買い物などの家事支援や託児支援を行う子育て応援ヘルパーをシルバー人材センターから派遣します。利用登録すると、年間10時間分のヘルパー派遣を無料で利用することができます。妊娠届の際など適時、事業の周知に努め、利用の促進を図ります。	子ども未来課
出産・子育て応援事業	全ての妊産婦を対象に専門職等による面談を行い、支援を要する妊産婦に伴走型相談支援を行います。また、経済的支援として妊娠時及び出生時に各々5万円の出産・子育て応援補助金を給付します。	保健課

(2) 相談支援体制の充実

家庭児童相談室をはじめ、地域子育て支援拠点事業等、身近な場所で子育てにおける様々な悩みや不安を気軽に相談できる環境の充実を図ります。

また、子どもの発達・成長段階に応じて、一人ひとりの状況にあった適切な支援につなげられるよう、関係機関との一層の連携強化を図っていきます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
家庭児童相談室事業	家庭婦人相談員が、電話や訪問などを通じて子どもや家庭に関する様々な相談に応じ、悩みごとの解決に向けて相談者と一緒に考えていきます。	子ども未来課
地域子育て支援拠点事業	公立3施設及びNPO法人きらりんきっずが運営する地域子育て支援センターにおいて、乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊び場を提供します。また、子育てに関する悩みの相談への対応を行うとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。利用者のニーズに応えられるよう各施設の特徴を活かした取り組みを実施します。	子ども未来課
子ども子育て総合相談支援事業	子育て支援センター相談員を設置し、子育ての不安や悩みに関する相談を継続的に行い、子育てを支援する体制づくりを確立していきます。	子ども未来課
利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施していきます。	子ども未来課
就学相談事業	就学予定の幼児及び児童生徒、保護者が抱える就学や特別支援等の悩みや問題に対し、組織的に課題解決に努めます。	学校教育課
適応支援事業	様々な理由で学校に行けない子どもや、保護者等へ教育相談やカウンセリング等を実施し、適応支援を図ります。	学校教育課

(3) 経済的支援の充実

子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう、各種助成制度の周知を行うとともに、子育てについての経済的負担の軽減に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
医療費給付事業	子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成します。	保健課
児童手当支給事業	中学校を卒業するまでの子どもを養育している方に、児童手当を支給します。	子ども未来課
実費徴収に係る補則給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	学校教育課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
子育て応援事業	子育て世帯を対象に、子育て用品や学用品等を購入できるクーポン券を配布し、子育て世帯の負担軽減を図ります。	子ども未来課
就学援助事業	経済的な理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、学用品等に要する費用の援助を行います。	学校教育課
奨学金の貸付	経済的な理由により、高校、大学等への修学が困難な生徒・学生に奨学金を貸与するとともに、卒業後市内に住所を有し、かつ就業しているときは、その期間の返済を免除します。	学校教育課
フードバンク事業	給食のない長期休暇期間において、生活困窮等により十分な食事を摂ることが出来ない子どもがいる懸念から、民間団体と協力しながら支援を必要とする家庭へ食糧支援を実施します。	子ども未来課
子ども食堂等への支援	子どもの孤食を防ぎ、安心できる居場所としての「子ども食堂」への補助のほか、NPO法人などの民間団体が実施する子育て世帯を対象とした弁当配付への支援を実施します。	子ども未来課
制服リユース事業	制服等学校で必要となる衣料品などをリサイクルして支援が必要な世帯に提供する事業を社会福祉協議会と連携しながら実施し、経済的な負担の軽減を図ります。	子ども未来課

(4) ひとり親への支援

ひとり親家庭の多くは、子育てと生計をひとりで担わなければならない、特にも経済的に厳しい状況におかれていることが多いため、ひとり親に対して経済的支援や相談支援を行い、母子家庭等の生活の安定の推進に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき手当を支給します。	子ども未来課
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が資格取得（看護師や介護福祉士等）のために1年以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等職業訓練促進給付金を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減します。	子ども未来課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のため講座（指定講座）を受講した場合、受講料の6割相当額（12,000円以上20万円以内）を給付します。	子ども未来課
ひとり親家庭医療費助成事業	母子及び父子家庭に対し、医療費の助成を行い、生活の安定と福祉の増進を図ります。	子ども未来課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の父母等が、就労や就学などで資金が必要となった時に、県から貸付を受けられるもので、父母の経済的自立を支援します。	子ども未来課
生活保護受給者等就労自立促進事業	児童扶養手当を受給している父母等へ雇用部門や福祉部門が連携し、効率的・効果的な就労支援を実施します。	子ども未来課

3 地域全体で子育て支援

(1) 地域全体で子育て支援

多様化する就労形態や共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、子どもの居場所づくりを推進するほか、地域住民と協働して各種事業に取り組むなど地域ぐるみによる子育て支援体制の充実を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図ります。	子ども未来課
放課後子ども教室運営事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。	管理課
子育て短期支援事業	保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の養育・保護を行います。	子ども未来課
養育支援訪問事業 その他要支援児童、 要保護児童等の支援 に資する事業	養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問等支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。	子ども未来課
ファミリーサポートセンター	仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を促進するために、育児の援助を行いたい者と、これらの援助を受けたい者が会員として組織をつくり、相互援助を行う事業です。事業の実施に向けて運営体制等の検討を進めるとともに、当面の間は類似の事業である子育て応援ヘルパー派遣事業の利用促進を図ります。	子ども未来課
子どもの居場所づくりの推進	子どもたちが、放課後等において安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより、孤立を防ぎ、健やかな成長を支援します。	子ども未来課
子育て支援人材の確保と育成	保育士、特別支援教育支援員や放課後児童クラブ支援員等の子育て支援人材の確保に努めます。保育、子育て支援分野に従事する人材を養成するため、子育て支援員研修を実施します。	子ども未来課
コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	学校と地域住民等が、協働して学校の運営に取り組み、特色のある学校づくりを推進します。	学校教育課
防災教育の推進	津波や地震、台風等の自然災害から命を守るために、適切な措置がとれるよう思考力や判断力の習得に努めます。	学校教育課

(2) 子育てにやさしいまちの環境の整備

公共施設等のバリアフリー化等を促進し環境整備に努めます。

また、親子が自由に遊べる安全な遊び場の確保をするため、公園等の整備を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
子どもの遊び場の確保	地域の安全な遊び場を確保するため、公園等の設置や、地域の素材を生かした遊び場の確保に努めます。	子ども未来課
安全に通行ができる道路環境の整備	安全安心な歩行空間として、主要な道路や通学路などの歩道の新設やバリアフリー化を関係機関と連携し整備を図ります。	建設課
公共施設等のバリアフリー化	公共施設等において、授乳スペースや、多目的トイレの設置など、安心して子どもを連れていけるよう環境整備に努めます。	関係各課

(3) 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進

出産を希望し、妊娠・子育て中の従業員が働きやすい就労環境の整備を促進していくため、事業者等に対し仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図るとともに、妊娠・出産・子育てに対する職場の理解に向けた啓発に努めます。

また、民間団体が実施する子育て中の女性向けの職業能力開発に関する活動などの周知に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
誰もが活躍できる社会の推進	一人ひとりがあらゆる分野に対等に参画し、個性や能力を発揮できるよう活動を推進します。	関係各課
各種制度の周知	雇用関係機関や経済団体と連携しつつ、啓発チラシや各種セミナー、育児に関するポスター掲示等により次世代育成支援推進法及び関係法令の周知を図ります。	商政課
職場における子育て等に対する理解促進	妊娠・出産や子育てに対する職場の理解を促進するための啓発を行い、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進します。	商政課
ユニバーサル就労支援センター	働きづらさを抱えている全ての人に、社会との関係性を回復し、その人なりの働き方を実現することを支援します。	福祉課

第4章 教育・保育施設及び地域 子ども子育て支援事業に ついて

第4章 教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業について

1 量の見込み及び確保方策の見直しについて

第2期計画では令和2年度から令和6年度までの教育・保育の需給計画及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画を定めていますが、今回の見直しでは、国の基本的指針及び令和3年度までの実績に基づき、令和4年度から令和6年度までの3年間について見直しを行いました。

(1) 幼稚園や保育所などに関する需給計画

第2期計画では、令和2年以降の人口推計と過去3年間の入所数及び入所割合から量の見込みを算出しました。

今回の見直しでは、令和5年以降の人口推計を踏まえながら、令和2年度から4年度（各年度4月1日時点）までの入所実績等をもとに教育・保育の提供区域ごとに市内全域の量の見込みを見直しました。

また、保育所（園）の定員変更に応じて確保方策についても見直しました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

地域子ども・子育て支援事業とは以下の13事業であり、当市では提供区域を市内全域で1区域としています。

令和3年度までの実績をもとに、下線を付した事業について量の見込みと確保方策の見直しを行いました。

①利用者支援事業	⑧ファミリー・サポート・センター事業
②延長保育事業	⑨乳児家庭全戸訪問事業
③放課後児童健全育成事業	⑩養育支援訪問事業
④子育て短期支援事業	⑪妊婦健康診査事業
⑤ <u>地域子育て支援拠点事業</u>	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥ <u>一時預かり事業</u>	⑬多様な主体の参入促進事業
⑦病児・病後児保育事業	

2 教育・保育の確保方策の概要

確保方策		区域	令和元年度 (定員)	令和４年度 (定員)	令和６年度 (定員)	増減
1	教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	市全域	５８１	５４１	５４１	▲４０
		矢作	３０	２０	２０	▲１０
		横田	４０	３０	３０	▲１０
		竹駒	４０	４０	４０	０
		気仙	９０	７０	７０	▲２０
		高田	１４１	１４１	１４１	０
		米崎	１００	１００	１００	０
		小友	６０	６０	６０	０
		広田	８０	８０	８０	０
2	地域型保育事業 (小規模保育事業、家庭的 保育事業、事業所内保育事 業、居宅訪問型保育事業)	市全域	０	０	５	５
		矢作	０	０	０	０
		横田	０	０	０	０
		竹駒	０	０	０	０
		気仙	０	０	０	０
		高田	０	０	５	５
		米崎	０	０	０	０
		小友	０	０	０	０
		広田	０	０	０	０
合 計		市全域	５８１	５４１	５４６	▲３５

■ 表の見方

①計画年度		②支給認定/年齢区分 1号＝教育利用（満3歳以上） 2号＝保育利用（満3歳以上） 3号＝保育利用（満3歳未満）		④保育利用見込み数 （0歳、1・2歳、3－5歳）		
		支給認定区分	1号	2号	3号	
R4年度		年 齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
③教育利用 見込み数		必要利用定員総数 （量の見込み）	教育	教育	保育	保育
⑤施設・事業区分		確保 方策	教育・保育施設			
			地域型保育事業			
		確保合計				

⑥教育利用見込み数
に対する幼稚園・認定こども園の確保定員数

⑦保育利用見込み数に対する
保育所・認定こども園・地域型保育事業の確保定員数

※ 2号の利用見込み数が「教育」と「保育」に分かれているのは、保育の必要性がある「保育（2号）認定」を受けられる共働き家庭のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者について、幼稚園において定員数を確保するため。

3 教育・保育の需給計画（量の見込みと確保方策）

総括表（市全域）

R 4 年度	支給認定区分		1 号	2 号		3 号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 （量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			5	0	2 9 1	1 4 8	1 7
			5		4 5 6		
	確保 方策	教育・保育施設	4 0		3 0 1	1 4 8	5 2
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		4 0		3 0 1	1 4 8	5 2
					5 0 1		
R 5 年度	支給認定区分		1 号	2 号		3 号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 （量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			5	0	2 7 7	1 3 7	1 7
			5		4 3 1		
	確保 方策	教育・保育施設	4 0		3 0 1	1 4 8	5 2
		地域型保育事業				4	1
	確保合計		4 0		3 0 1	1 5 2	5 3
					5 0 6		
R 6 年度	支給認定区分		1 号	2 号		3 号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 （量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
			5	0	2 6 5	1 2 2	1 7
			5		4 0 4		
	確保 方策	教育・保育施設	4 0		3 0 1	1 4 8	5 2
		地域型保育事業				4	1
	確保合計		4 0		3 0 1	1 5 2	5 3
					5 0 6		

(1) 教育利用に係る量の見込みと確保方策

市 全 域

R 4 年度	支給認定区分		1 号	2 号
	年 齢		満 3 歳以上	満 3 歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			5	0
			5	
	確保方策	教育・保育施設	1	
	確保合計		4 0	

R 5 年度	支給認定区分		1 号	2 号
	年 齢		満 3 歳以上	満 3 歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			5	0
			5	
	確保方策	教育・保育施設	1	
	確保合計		4 0	

R 6 年度	支給認定区分		1 号	2 号
	年 齢		満 3 歳以上	満 3 歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			5	0
			5	
	確保方策	教育・保育施設	1	
	確保合計		4 0	

(2) 保育利用に係る量の見込みと確保方策（地区別）

矢 作						
R 4 年度	支給認定区分		1 号	2 号		3 号
	年 齢		満3歳以上	満 3 歳以上		満 3 歳未満
						1 歳・2 歳 0 歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育
			0	0	1 0	6
			0		1 7	
	確保 方策	教育・保育施設	0		1 3	4 3
		地域型保育事業				0 0
	確保合計		0		1 3	4 3
					2 0	
R 5 年度	支給認定区分		1 号	2 号		3 号
	年 齢		満3歳以上	満 3 歳以上		満 3 歳未満
						1 歳・2 歳 0 歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育
			0	0	1 1	7
			0		1 8	
	確保 方策	教育・保育施設	0		1 3	4 3
		地域型保育事業				0 0
	確保合計		0		1 3	4 3
					2 0	
R 6 年度	支給認定区分		1 号	2 号		3 号
	年 齢		満3歳以上	満 3 歳以上		満 3 歳未満
						1 歳・2 歳 0 歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育
			0	0	1 0	6
			0		1 6	
	確保 方策	教育・保育施設	0		1 3	4 3
		地域型保育事業				0 0
	確保合計		0		1 3	4 3
					2 0	

横 田

R 4年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	20	4	1
			0		25		
	確保 方策	教育・保育施設	0		21	6	3
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		21	6	3
					30		

R 5年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	15	7	1
			0		23		
	確保 方策	教育・保育施設	0		21	6	3
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		21	6	3
					30		

R 6年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	10	8	1
			0		19		
	確保 方策	教育・保育施設	0		21	6	3
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		21	6	3
					30		

竹 駒

R 4年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	2 3	1 1	1
			0		3 5		
	確保 方策	教育・保育施設	0		2 5	1 2	3
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		2 5	1 2	3
					4 0		

R 5年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	2 3	7	1
			0		3 1		
	確保 方策	教育・保育施設	0		2 5	1 2	3
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		2 5	1 2	3
					4 0		

R 6年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	1 7	1 0	1
			0		2 8		
	確保 方策	教育・保育施設	0		2 5	1 2	3
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		2 5	1 2	3
					4 0		

気 仙

R 4年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	27	19	1
			0		47		
	確保 方策	教育・保育施設	0		27	27	16
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		27	27	16
					70		

R 5年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	31	15	1
			0		47		
	確保 方策	教育・保育施設	0		27	27	16
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		27	27	16
					70		

R 6年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	27	9	1
			0		37		
	確保 方策	教育・保育施設	0		27	27	16
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		27	27	16
					70		

高 田

R 4年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			5	0	7 3	3 6	4
			5		1 1 3		
	確保 方策	教育・保育施設	4 0		6 0	3 1	1 0
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		4 0		6 0	3 1	1 0
					1 0 1		

R 5年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			5	0	6 0	4 5	4
			5		1 0 9		
	確保 方策	教育・保育施設	4 0		6 0	3 1	1 0
		地域型保育事業				4	1
	確保合計		4 0		6 0	3 5	1 1
					1 0 6		

R 6年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			5	0	7 2	3 7	4
			5		1 1 3		
	確保 方策	教育・保育施設	4 0		6 0	3 1	1 0
		地域型保育事業				4	1
	確保合計		4 0		6 0	3 5	1 1
					1 0 6		

米 崎

R 4年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	63	29	4
			0		96		
	確保 方策	教育・保育施設	0		60	32	8
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		60	32	8
					100		

R 5年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	54	24	4
			0		82		
	確保 方策	教育・保育施設	0		60	32	8
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		60	32	8
					100		

R 6年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	53	23	4
			0		80		
	確保 方策	教育・保育施設	0		60	32	8
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		60	32	8
					100		

小 友

R 4年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	3 2	1 3	2
			0		4 7		
	確保 方策	教育・保育施設	0		4 5	1 2	3
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		4 5	1 2	3
					6 0		

R 5年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	2 6	1 5	1
			0		4 2		
	確保 方策	教育・保育施設	0		4 5	1 2	3
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		4 5	1 2	3
					6 0		

R 6年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	2 6	1 2	1
			0		3 9		
	確保 方策	教育・保育施設	0		4 5	1 2	3
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		4 5	1 2	3
					6 0		

広 田

R 4年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	43	30	3
			0		76		
	確保 方策	教育・保育施設	0		50	24	6
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		50	24	6
					80		

R 5年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	57	17	5
			0		79		
	確保 方策	教育・保育施設	0		50	24	6
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		50	24	6
					80		

R 6年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	50	17	5
			0		72		
	確保 方策	教育・保育施設	0		50	24	6
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		50	24	6
					80		

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策（整備計画）の概要

事業名		目標単位	令和 元年度	令和 3年度 (実績)	令和 6年度	増減
1	利用者支援事業		0	0	0	0
2	延長保育事業	延べ人数	275	384	320	45
3	放課後児童健全育成事業・ 放課後子ども教室事業	児童数	220	341	300	80
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	延べ人数	20	4	20	0
5	地域子育て支援拠点事業	延べ人数	2,000	5,011	4,500	2,500
6	一時預かり事業（保育所等）	延べ人数	30	112	150	120
	一時預かり事業（幼稚園）	延べ人数	55	15	50	▲5
7	病児・病後児保育事業	延べ人数	0	26	60	60
8	ファミリー・サポート・センター事業	延べ人数	0	0	0	0
9	乳児家庭全戸訪問事業	実施人数	100	70	100	0
10	養育訪問事業及び要保護児童対策地 域協議会その他の者による要保護児 童等に対する支援に資する事業	実施人数	35	53	50	15
11	妊婦健康診査事業	実施人数	100	68	100	0

※ 増減は、令和元年度と6年度の比較による。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）

事業名			実施時期（年度）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1	利用者支援事業		量の見込み	（か所）	利用状況等により検討				
			確保方策	（か所）	利用状況等により検討				
2	延長保育事業		量の見込み	（延べ人数）	300	320	320	320	320
			確保方策	（か所）	5	5	5	5	5
3	放課後児童健全育成事業・ 放課後子ども教室		量の見込み 【放課後児童クラブ】	（児童数）	200	200	200	200	200
			量の見込み 【子ども教室】	（児童数）	50	100	100	100	100
			確保方策 【放課後児童クラブ】	（か所）	8	8	8	8	8
			確保方策 【子ども教室】	（か所） 【うち一体型】	8 【7】	8 【7】	8 【7】	8 【7】	8 【7】
4	子育て短期支援事業	ショートステイ・トワイライトステイ	量の見込み	（延べ人数）	20	20	20	20	20
			確保方策	（か所）	1	1	1	1	1
5	地域子育て支援拠点事業		量の見込み	（延べ人数）	3,000	3,000	4,500	4,500	4,500
			確保方策	（か所）	4	4	4	4	4
6	一時預かり事業	保育所等	量の見込み	（延べ人数）	150	150	150	150	150
			確保方策	（か所）	8	8	8	8	8
		幼稚園	量の見込み	（延べ人数）	100	100	50	50	50
			確保方策	（か所）	1	1	1	1	1

※ 「3 放課後健全育成事業・放課後子ども教室」の一体型の実施箇所
横田小、竹駒小、気仙小、高田小、米崎小、小友小、広田小

事業名		実施時期（年度）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
7	病児・病後児保育事業	量の見込み	(延べ人数)	120	120	60	60	60
		確保方策	(か所)	1	1	1	1	1
8	ファミリー・サポート・センター事業	量の見込み	(延べ人数)	0	120	0	0	0
		確保方策	(か所)	0	1	0	0	0
9	乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	(実施人数)	120	120	100	100	100
		確保方策	(実施人数)	120	120	100	100	100
10	養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	量の見込み	(実施人数)	35	35	50	50	50
		確保方策	(実施人数)	35	35	50	50	50
11	妊婦健康診査事業	量の見込み	(実施人数)	120	120	100	100	100
		確保方策	(実施人数)	120	120	100	100	100

※ 令和2年度～3年度は第2期計画の数値を記載。

※ 令和4年度～6年度は見直し後の数値を記載。

※ ファミリー・サポート・センター事業は、計画期間中に実施体制が整わない見込みであることから令和4年度以降の量の見込み及び確保方策を0に変更。代替施策として、子育て応援ヘルパー派遣事業の利用促進を図ることとする。

陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第2期）
（中間改定版）

令和5年3月

発行 陸前高田市

編集 陸前高田市福祉部子ども未来課

〒029-2292

陸前高田市高田町字下和野100番地

TEL 0192-54-2111 FAX 0192-55-6118